

2020年11月18日

オハイオ州：新型コロナウイルス関連情報（外出の制限）

（ポイント）

- オハイオ州は、11月19日から21日間、午後10時から午前5時まで外出の制限を実施します。
- モンゴメリー郡及びカヤホガ郡は、11月18日から12月17日までの間、必要不可欠な外出以外の外出の自粛に関する勧告を行いました。
- コロンバス／フランクリン郡は、11月20日の午後6時から28日間、必要不可欠な外出以外の外出の自粛に関する勧告を行いました。

（本文）

1 オハイオ州：夜間の外出についての制限

（1）11月17日（火）、ドワイン・オハイオ州知事は、11月19日（木）から21日間、午後10時から午前5時までの「夜間の外出についての制限」について発表しました。この制限は、当該時間帯に職場に向かう者、食料等を買うに行く者、テイク・アウトを受け取りに行く者、病院に行く者等に対しては適用されません。

この制限に違反した場合、軽犯罪法違反として750ドル以下の罰金又は90日以下の懲役を課される可能性があります。

<https://coronavirus.ohio.gov/wps/portal/gov/covid-19/resources/news-releases-news-you-can-use/covid-19-update-11-17-20>

（2）在留邦人の皆様におかれましては、州政府等による制限の遵守に努め、引き続きマスク等の着用、社会的距離の維持等を励行し、安全の確保と関連情報の把握に努めていただけるようお願いいたします。また、体調不良となった場合は、最寄りの医療機関等に相談し、その指示に従ってください。

2 オハイオ州内の各郡による外出自粛に関する勧告

上記のオハイオ州による夜間の外出についての制限の他、各郡において必要不可欠な外出を除いて、自宅に留まるよう勧告（Advisory）が出されていますので、詳細については、以下のリンクで確認してください。

また、今後、他の地域でも同様の勧告等が出される可能性がありますので、ご注意ください。

（1）モンゴメリー郡：11月18日（水）から12月17日（木）までの間

<https://phdmc.org/news-release/427-stay-at-home-health-advisory>

（2）カヤホガ郡：11月18日（水）から12月17日（木）までの間

<https://www.ccbh.net/wp-content/uploads/2020/11/CCBH-SAH-resolution-11.18.20.pdf>

（3）コロンバス／フランクリン郡：11月20日（金）午後6時から28日間

<https://covid-19.myfcph.org/protect-yourself-others/>

※できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、詳細につきましては、上記の各リンクをご確認ください。

● ミシガン州及びオハイオ州の感染者数・死亡者数（州政府発表：11月17日、括弧内は前日比）

（1）ミシガン州：感染者数 272,034（+7,458）、死亡者数 8,128（+79）

（2）オハイオ州：感染者数 312,443（+7,079）、死亡者数 5,772（+30）

なお、ミシガン州、オハイオ州の日計、累計のグラフは、当館ホームページ上で適宜更新しております。  
当館ホームページトップ（新型コロナウイルス感染者数推移情報）

[https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

新型コロナウイルス最新情報（領事メール、医療情報など）

[https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00005.html](https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00005.html)

【在デトロイト日本国総領事館】

住所：400 Renaissance Center, Ste. 1600 Detroit, MI 48243-1604

電話：(313) 567-0120（代表）

メールアドレス：[seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp](mailto:seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp)

※1. このメールは、当館の在留届け及びメールマガジン、たびレジに登録されたメールアドレスを対象に送信専用アドレスから自動的に配信されています。本件に関するお問い合わせは、下記連絡先までお願いいたします。

[seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp](mailto:seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp)

※2. 既にミシガン州、オハイオ州から転出された方については、変更/帰国届の届け出により、本メール配信は停止されます。変更/帰国届の提出については以下の URL をご確認ください（オンラインで在留届を提出されている方は、オンラインで提出ができます）。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

※3. メールマガジンに登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から「e マガジン」タブを選択し停止手続きをお願いいたします。

[http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※4. たびレジ簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>